

# 田村泰次郎研究（二）

——山西省戦犯の手記から——

尾西 康充

## 序

山西省太原は旧日本軍が降伏した後、中国共産党軍が解放する一九四九年四月まで、国民党系地方軍閥の閻錫山によって支配されていた。同省北部の五台山の近く忻州市五台县で生まれた閻は、一九〇四年に留学のために来日して陸軍士官学校（予科および本科）で学んだという経歴を持つ。一九一一年の辛亥革命に際して拳兵し、国民政府成立後は袁世凱によって山西都督に任命された。「保境安民」（山西モンロー主義）を唱えて内政に専念し、石炭や鉄鋼などの豊富な地下資源を利用して工業化を進展させ、鉄道建設や教育機関の充実などに力を入れた。早くから親日反共の意識を強く持っていたこともあって、省内を縦走する太行山脈に中国共産党が革命根拠地を形成し遊撃戦を展開しながら次第に農民層の支持を集めていたことに強い警戒心を抱いていた。そこで彼が「伯川」という別号を持っていったことにちなんで名づけられた旧日本軍の謀略「対伯工作」を

利用して、旧日本軍との間で停戦協定を締結し自己の兵力を温存した。

日本敗戦後、彼らの武装解除をおこなった際に、軍首脳と密約を交わして北支派遣第一軍約五九、〇〇〇名の内、約二、六〇〇名の兵士を山西省に残留させ、残留日本軍義勇軍（暫編獨立第一〇総隊）として国共内戦に参加させることに成功した。それ以後三年におよぶ激闘のなかで日本人約五五〇名が戦死し七〇〇名以上が捕虜になった。彼らは軍の命令で残留したにもかかわらず、日本政府は彼らが自分の意志で現地に残ったのであって、むしろそれは軍の規律違反に相当する行為であったと見なした。そのような判断のために、彼らには軍人恩給も戦死者遺族への扶助料も支給されることはなかった。二〇〇六年に公開された映画「蟻の兵隊」（池谷薫監督）には、犠牲者に対する国家補償と援護措置の実現を目指して活動する「全国山西省在留者団体協議会」のメンバーが登場した。彼らは国会への請

願陳情を繰り返し二〇〇一年五月東京地裁に提訴するものの、一審および東京高裁の二審ともに敗訴し二〇〇六年九月最高裁は上告を棄却した。

このように戦後六〇年以上経っても解決しない問題を抱えた山西残留組には、一九四八年から一九五二年にかけて中国共産党軍によって捕虜になったり逮捕されたりした一三六名が含まれている。彼らの内訳は佐官級二名、尉官級三八名、下士官および兵士二五名、行政官吏二七名、特務憲兵警察三〇名、民間企業人一四名であった。一九五一年一月一日に中国中央人民政府最高人民檢察院および人民革命軍事委員会総政治部、中央人民政府公安部によって「關於調査日本戦争犯罪分子罪行的計畫」が布達され、太原戦犯管理所に收容されていた彼らの偵査が指示された。太原戦犯管理所は旧日本軍憲兵隊が建設した陸軍監獄を転用したものであった。しかし一旦は朝鮮戦争の影響で中断するのだが、中央政府は戦犯処理を「國際的闘争」の一つとして位置づけて重視し、一九五二年六月二六日には最高人民檢察院と山西省人民檢察院が連携した「調査日本戦争犯罪分子罪行連合弁公室」を設置した(以下、これを連合弁室と呼ぶ)。

一九五二年二月二〇日に連合弁室の指示にもとづいて山西省副主席王世英が主任委員となった「日本戦争犯罪分子罪行調査委員会」が設けられ、「発動全省人民、共同参与」という方針の下で、罪行の現場にいた人々を動員して実地検証が徹底された。戦犯に対する訊問は決して強制されることなく本人の自白を尊

重して進められ、実地検証で得られた証拠は自白がおこなわれた後に示された。戦犯たちが自発的に「認罪服法」(罪を認めて法に服する)という姿勢を持つことが期待されたのである。

一九五二年六月から一九五六年五月までの四年間訊問が続けられた結果、省内で発生した三〇件の虐殺事件をはじめとして殺人一四、二五一名、傷害一、九六九名、拷問一〇、一七三名、強制労働一二二、二二三、六七四名、焼失家屋二、〇七八軒(一九、二六四間)、焼失寺廟四座(一〇〇間)、焼失食糧一、六〇三・五〇六トン、破壊家屋一九二軒(九三三間)、破壊寺廟四三座(三〇間)、略奪家畜一一、一三六頭、略奪食糧二、五九〇、六七〇・八七四トン、石炭三、二〇〇、七四九・八トン、綿花二九三、八八トンなどが立件された。そして最高人民檢察院太原法廷首席と軍法大校、中校、山西省人民檢察院の四名の検察員が協議して九名の日本人收容者の起訴を決定した。そのなかには傀儡政府の顧問補佐官を務めていた間に一般市民と捕虜一、二〇〇名の殺害や強制労働を命令した者や、太原小東門外の競馬場で新兵の肝を試すために三四〇名の捕虜を生きたまま射撃訓練の標的におこなった者、一般市民と捕虜を生きたまま射撃訓練の標的にして解剖実験の標本にした者たちが含まれていた。

一九五二年六月一〇、二〇日、太原市海子辺大礼堂開庭に設けられた最高人民法廷特別軍事法廷で九名の日本人收容者の公開審理がおこなわれた。それとは別に、一九五六年六月二二日と七月一八日、八月二二日の三回に分けて一二〇名の免訴が発表

され、彼らは釈放後、天津に移動して日本船籍の興安丸に乗船し無事帰国することができた。

## 一

太原戦犯管理所にいた收容者の更生を図るために、管理所職員たちは王振東管教組長が中心となって（一）戦犯を殴ったり侮辱してはならない、（二）戦犯が提出した問題について自分で勝手に回答してはならない、（三）国家機密を漏洩してはならない、（四）職員の場合について話してはならない、（五）戦犯の私物を壊したり紛失してはならない、（六）戦犯から賄賂を受け取ったり物を交換したりしてはならないという六カ条の規律を遵守した。これらは国際法にもとづく戦犯の処遇を決めた周恩来からの直接の指示にもとづき、たとえ戦犯であっても一人ひとりの人格を尊重しようとするものであった。たとえば食事では一日三食、白米と小麦粉を主食として肉や野菜、果物なども副えられ日本人の風習に合う献立にするなど、食糧難で栄養不足になっていた管理所職員が不満の声を上げるほどの厚遇であった。さらにタオルや石鹸、歯ブラシ、タバコは支給され、理髪は二週間に一回、入浴は毎週一回であった。

当初戦犯たちは軍国主義思想を堅持し、武士道精神は軍人として最高の品性で日本民族は最も優秀の民族と信じて疑わなかった。だが山西省で犯した自分の罪行が山西省の軍事法廷で処

理されることになると、戦犯の多くは死刑を恐れて心理的な混乱を示すとともに、量刑が軽くなるように嘘の供述をするようになった。そのため訊問は「認罪以寛、抗拒以嚴」（罪を認める者には寛大に、それに抵抗し拒む者には嚴重に処罰する）という方針を堅持し、拡大も縮小もせず自分の罪行をありのままに「坦白」（告白）する「実事求是的精神」を持つことだけが唯一の出口であることを示した。個別に告白書を作成した收容者たちには日時や地名、人名、被害者の人数、奪った物資の数量まで正確な記述が求められたので、「野外運動の時間を利用して、かつての同僚や上官等に聞きながらメモを取る」ことなどをおこなって曖昧さを正した。それでもなお不明確な点が存した場合、小部屋ごとの学習会から、同じ部隊や同じ機関にいた者たちが一か所に集合してグループ別に話し合う学習会まで開いて、それらの一つひとつを解明したが、「将校が隠していた事件を下士官が指摘したり、拡大、縮小して書いていたものが、何人かの証言であばかれ、訂正させられたりもした」こともあったという。概して下級将校は「現地での直接の命令者でもあり、それを大きく扱われて厳しい処罰を受けるかも知れないという危惧から、肝心なところで逃げ隠れる」ところがあったのに対して、兵士は「自分だけの責任を認めれば他に迷惑をかけることがないから、比較的大胆であり恐れてこそこそする者はほとんどなかった」という（一）。

このような「認罪運動」の結果、收容者たちは自分の犯した

行為が侵略戦争の一端を担う罪行であつたことに気づきはじめ、自己の罪を認め法に服する態度を示した。そして肺腑をえぐるような言葉を使つて謝罪の文章を認め、詩歌や絵画なども含めると三五六二点もの作品が所内の壁や黒板に張り出された。それらの内、自己の罪行を描き出した七六名の文章が『日本戦犯文芸作品集 我們所走過的道路——日本戦争犯罪記事集』としてまとめられ、「戦争の残酷さを暴露し、侵略戦争中に中国人民に加えた拷問や虐殺などの罪行を」実事求是的精神に從つて描く一方、收容所では人道的待遇を受けていることを描き出した(二)。管理所での「認罪運動」は檢察院の取り調べとは別に進められたもので、この文芸作品集も收容者同士の相互批判のうえに編集されている。中心メンバーとして編集作業に携わつていたのは元大阪毎日新聞社員で、従軍特派員として中央公論や文藝春秋の囑託を務めた経験のある日本人收容者であつた。山西省人民檢察院には、『我們所走過的道路』の清書本だけではなく下書き段階の草稿集も遺されている。草稿集を手にとつてみると、学習会のメンバーが下書きを回覧して読み、その左肩に日本語でコメントを記した小さな紙片が貼付されている。それらの一つひとつを読めば管理所職員に強制されたのではなく自主的に作品集を編集していたプロセスが明らかになる。たとえば一九四二年二月に山西省乱嶺関で警備小隊長軍曹が起こした事件にもとづく「犬で尊い人命を奪う日本鬼子」という文章に対して、つぎのようなコメントが貼付されている。

此の分は取材は良いし暴露文としては良い文だと考へる。此の文に流れてゐるのは被害者の立場を云ふ事より、「ありもしない事」すなわち此の中国人の愛国者達が考へた事を無理して出して居る。此の点は全部否定するものではありませんが、此が強調されて居ると、殺害責任者の本人が感情的なもの、「少しは良心があると云ふ表現」を加えて居るから、益々日常の暴露にしては事実は出て居るが見つめ方が足りないし、暴露の効果はないと言ふ様に考へる。少し手を入れると輯録してよい作品と考へますが、一応他の作品と見合わせて見る必要がある。輯録候補。

素材としてはいゝものだと思へます。当然集録されてよいと思ふが、このまゝでは不可。鉛筆で？した部分は唐突でおかしい印象を与へる。即ち加害者として自己の罪行をバクロし乍ら所々で被害者の身になつて心境を語つてゐる。之は非現実である。「被害者の立場に立つ」と云ふのは決してこのようなことを云ふものではないと思ふ。もつとつめて加害者としての自己の惨虐さを責めながらいかいてゆくなら立派な作品になると思ふ。

輯録ノ点同感。集録ニ同感。被害者ト加害者ノ感情ガ入りマジツテ居リ非常ニ妙ナ感ジラウケル。一ツ一ツノ行為

二対シテソノ惨悪サニ対シ又被害者ニ同情スル立場デ書ク  
必要ガアル。

貼付された五枚のコメントの内、三枚を右に紹介した。それが共通して批判しているのは、手持ちぶさたを慰めるために中国人捕虜を軍犬に喰わせたという場面である。この作者は、死に際し「あらん限りの力をふりしぼって」目を見開いて自分をにらみつけた捕虜の姿をリアルに描き、日本に対する憎悪と中国に対する愛国の感情を読みとろうとした。それに対して、たとえば『殺害責任者の本人が感情的なもの、『少しは良心があると言ふ表現』を加えて』いるために「益々日常の暴露にしては事実は出て居るが見つめ方が足りないし、暴露の効果はない」と言ふ様に考へる」という指摘や、『被害者の立場に立つ』と云ふのは決してこのようなことを云ふものではない』もつとつめて加害者としての自己の惨虐さを責めながら「書くべきである」という批判である。これほど残酷な罪行を犯した加害者は、はたして被害者の立場になつて考えることができるのか、もしそれが些かでもできるのなら決してそのような行為はなし得なかつたはずである。加害者と被害者とが入れ替わることができない死という冷厳な事実が立ちはだかつている。

この文章を執筆した作者は犯行当時二六歳、この他にも「脳味噌の黒焼き」「なぶり殺し」「地下拘置所」「無条件降伏しても鬼畜暴行を行った日本鬼子」という作品を『我們所走過的道路』

に寄稿している。「脳味噌の黒焼き」は一九四三年八月、山西省陵川県に駐屯中「朝鮮人妓楼」で急性淋毒性尿道炎に感染し、激しい痛みのために自暴自棄になつていた。かねてから脳味噌の黒焼きは淋病の特効薬であると聞いていたので抗日軍の捕虜二名を銃殺し、連行していた中国人青年にそれを作らせた。ツボを「のぞいて見ると赤白いふふわした、まだ暖味のありそうな脳味噌」が入つていたという。身の毛がよだつような所業が書き連ねられている。だが驚くべきことに彼らは、ひとたび筆を持つと創作意欲を内側から奔出させ、現場の状況や犯行時の心理を生き活きと描き、まるでスリリングな一篇の活劇にまじめとめ上げようとしているかのように大いに筆を走らせているのである。いかなる兇行もなし得る自己中心的な人間の闇、そしてそれを劇化して表現しようとする文学の底知れぬ欲動の強さを感じさせられた。

## 二

戦犯の文芸作品を執筆した作者のなかには、田村泰次郎と同じ独立混成第四旅団独立歩兵第一三大隊に所属していた少尉も含まれていた。彼は大隊機関銃教育初年兵集合教育教官として一九四二年七月二六日と八月初めの二回太原小東門外の競馬場で、新兵の肝を試すために三四〇名の捕虜を生きたまま刺突する訓練を指揮した。同年五〜七月にかけておこなわれたC号作戦（晋冀豫辺区作戦と南部太行作戦）で捕虜にした約三四〇名

を、大隊長の安尾正綱大佐の命令にもとづいて、一九四一年度徴集現役兵の第一期教育検閲課目中の仮標刺突訓練に「実的」として使ったのであった。安尾は検閲官として二回の刺突訓練に立ち会い、教育担当の少尉は「今日の成績にあくせく」するばかりで、それを見ていた作者は「少尉のように叱られては大変だ」と心配し「俺の教育隊の検閲の時はこんなろくに刺突のできないような失敗を繰返すまい、何とかして全員が一と刺しの下に捕虜を刺殺する事ができるようにしよう」と考えていた。そして第二回目の訓練の朝は「早くから起き落ちつかない気持ち」になり「自分の教育した、七十名の機関銃隊の初年兵の検閲をなんとかして優秀な成績で終らしたい」と願う。彼が執筆した「集団屠殺」という文章は全文を後掲することにするが、そのなかに記された彼の心境は、これほどの集団殺戮をおこなっているながら、好成績を収めて上官に好印象を与えようとするこゝとに心を砕くだけの小心者であった。このような彼の性格は、ユダヤ人をポーランドの絶滅収容所へ列車輸送した最高責任者アドルフ・アイヒマン (Adolf Otto Eichmann) がイスラエルでの裁判に際し「ただ上官の命令に従っただけ」という答弁を繰り返すだけの小役人程度の神経しか持ち合わせていなかったのを露呈したことに通じる。

一九一七年大阪に生まれたこの作者は関西学院宗教部を卒業してから軍役に就き、犯行当時二五歳の青年であった。公判では虐殺の現場から掘り起こされ、法医学鑑定のなされた遺骨が

証拠として提示されて罪行事実を立証した。太原戦犯管理所翻訳組長であった故・孫鳳翔元山西大学教授によれば、この作者は「逮捕連行されて監獄に収監された時は、あくまで頑なに抵抗することを準備していた」が「のちに思想転変があり、自らの犯した罪は深く、罰せられてもお許されぬ」と感じ「罪をはつきりと申し述べることを決意」した。その結果、人民政府は彼が「決定者ではなく執行者」であり「罪を認め、態度も良くなっているため寛大な処理をするよう」意見を提出したという(3)。

ところで「集団屠殺」はこの作者が口述した内容を二名の収容者が筆記するという方法で書かれている。この作者が泰次郎と同じ部隊に属していたことだけでなく、集団虐殺事件の犠牲者のなかに「肉体の悪魔」の主人公張沢民が含まれる可能性があったことに言及しておきたい。最初「河北省清豊県の出身、年齢二三歳、八路军一二九師三八五旅衛生部の看護婦」と名乗っていた張は、やがて親しくなると「晋冀魯豫辺区政府教育庁」で働いていた「共産党員」であったことを打ち明ける。一九四二年の晋冀魯豫辺区作戦で旧日本軍の捕虜になり、部隊の移動とともに太行山脈を連行された。作戦が終了し部隊が原駐地に戻った後、「福星劇団」の女優として採用され、やむなく旧日本軍に協力することになった。このようにして彼女が一命を取り留めたことが奇蹟にも近いできごとであったといえるのは、彼女と同じように捕虜になった「約五十名の抗日大学の女学生達」

が刺突訓練の「実的」とされたことが「集団屠殺」には記されているからである。死に際して彼女たちは「憎悪に燃えたまなざしで」日本兵をにらみつけるが、「血だるまになりまだ生きてゐる」彼女たちに対して「兵は狂つたように襲いかか」つたという。大隊長自ら検閲官となつて一大行事となつた新兵の刺突訓練は、おそらく泰次郎の耳にも届いていただろう。泰次郎は三四〇名の犠牲者を悼みながら非道な暴力に対して憤りを感じ、「肉体の悪魔」の最後で張に「日本帝国主義は私たちの永遠の敵にきまつてゐぢやないの」と吐き捨てさせたと考えられるのである。

### 三

一九五六年四月二五日、全国人民代表大会常務委員会は、罪を悔いている戦犯に対しては寛大な処理と免訴をするという方針を決定して通達した。その結果「犬で尊い人命を奪う日本鬼子」「脳味噌の黒焼き」の作者は、一九五六年七月一八日の第二次免訴で釈放され、それから間もなく無事に帰国することができた。他方「集団屠殺」の作者は、さきに紹介した虐殺事件以外にも七件の事件を起こしており、被害者およびその親族からの控訴一二件、目撃証人からの控訴七年、遺骨鑑定書一件、調査材料二三件に及んでいた。一九五六年六月二〇日に実刑一年（勾留通算）の有罪判決を受け、有罪判決を受けた他の戦犯とともに撫順戦犯管理所に移送されて、一九五九年七月九日に

刑期満了で釈放されている。これほど重大な事件を起こしたので極刑はまぬがれないと考えていた戦犯たちは、中国政府の寛大な処理に感謝した。帰国後は「中帰連」（中国帰国者連絡会）を結成し、反戦平和と日中友好を掲げて活動している。山西省人民檢察院に遣された『我們所走過的道路』の草稿を見ると、「被害者の苦悶状況をもう少し具体的に書くこと」「事実即経過ではなく『事実』を尖锐化に！」と注意書きされた紙片が何枚も貼付されており、極刑を覚悟しながらも收容者ができるだけ正確かつ客観的に自己の行為をとらえようとしていたことが分かる。過去の戦争をありのままにとらえようとする努力は、現代の私たちが責任をもつて受け継ぐべきことである。

\* \* \*

（参考資料）

「集団屠殺」

山西省太原市内と其の周辺に駐屯していた独立混成第四旅団独立歩兵第一三大隊（太原駐屯警備部隊）は旅団長少将津田守彌の一貫した中国人民屠殺の方針「日本から新しく来た将兵には必ず中国人を斬殺あるいは刺突する機会を与えその度胸試しをしなければならぬ」と云う「訓令」を実際に一九四二年七月

二十六日と八月初めの二回に亘つて行つた。

それは昭和十六年度徴集現役兵三百四十名の第一期教育検閲課目の仮標刺突を实的刺突に変え、祖国の為に斗つて来た中国人民約三百四十名を無惨にも集団屠殺したのである。その中には、八路軍の幹部、戦士、工作人員、婦人、抗日大学の学生及び一部抗日軍將兵などが含まれていた。この人達は、この年の五、六、七月にかけて行われた日軍のC号作戦（晋冀魯予辺区作戦と南部大行作戦）中抗日の為勇敢に斗つた人々であつた。当時独立歩兵第十三大隊第四中隊少尉小隊長兼大隊機関銃教育初年兵集合教育教官であつた。私はこの集団屠殺の検閲官安尾正綱大佐の少尉補助官として、又自らがこの中の約七十名の集団屠殺を直接指揮し中国人民の尊い鮮血を身に直接あびた殺人鬼である。

(一)

一九四二年七月二十六日の朝、検閲官である大隊長安尾正綱大佐は山本春江大尉以下、私をも含めた補助官を集合させ、今回の受験課目仮標刺突は实的即ち中国人捕虜を使用して行ふことになつたと伝達した。

私は常日頃から旅団長の言つている「太原の様な都会にいと仲々实的刺突は機会がないから、初年兵に一回でもこれを経験させておかねば実戦の役にたたん」との言葉を聞いていたので、今回の処置は全く時宜に適した良い方法だと考えながら出

発の時間を待つていた。

八時半頃、私達は二台の自動貨車に分乘して検閲場である太原市小競馬場へ向つた。小東門を出ると競馬場を中心に嚴重な警戒がなされ重苦しい空気が漲ぎつていた。これは今日の集団屠殺の罪行暴露と捕虜の逃亡を懼れてのものであつた。

受験場に到着して見ると、競馬場の西北角には大隊教育主任小池中尉の指揮下に太原工程隊（とは名のみでその頃苛酷な重労働を課し或る時には採血、生体解剖、細菌実験に利用される捕虜収容所）より労働に行くのだとだまして連れ出され今將に生命を断たれんとする約百名の捕虜を嚴重な警戒の下に一カ所に集められていた。

九時第一中隊の初年兵約五十名の検閲は学科から始められた。そして九時二十分頃初年兵の实的刺突準備の号令は下された。先ず約五十名の捕虜を殺人地点の西方二十米の所に誘導待機させ、その中から七、八名を組みとして殺人地点にひきたてた。捕虜達は後ろ手に縄でくられ両膝を地につけて二米間隔で一列横隊に立たされた。その前方約十米の所には銃剣に武装された七、八名の兵達が捕虜と同じ隊形で相對して立つてゐる。

検閲は開始された。私は検閲官の近くで兵の刺突要領を検査した。第一回目初年兵は銃剣を構えてこの生きた何の罪もない人々に向つて駆けだした。ヤアと獣の様な叫び、心臓部は突かれ血は見る見るうちに被服を染めていく。真赤な血断末魔の悲痛な叫びをあげてあおむけにばつたり倒れ死んでゆくもの、

肋骨をつかれ剣先二、三纏位しか刺さらず身をよじり苦痛と憤りの眼で兵をにらみつけて毅然として立つているもの、この苦しい憎しみの場所から逃れんと必死になつて抵抗している。検閲場は一瞬、生地獄と化していった。鬼のような安尾正綱大佐はこれを見て教官にやり直しを命じた。

今日の成績にあくせくとしていた教官柴田少尉は、兵隊や助教助手に責任があるかのようにどなりつけた。助教助手も又初年兵に向つてどなつている。そのうちヤキモキした柴田は自ら、失敗した兵の銃剣をとつて「こうやるのだ」と急所をそれて苦しみ血だるまとなつて転倒している捕虜をグサツとあおむけのまゝ地に突き刺した。助教助手も又死の直前の苦しみにあえぐ捕虜に対して同じように突いた。

安尾は満足そうに、鬼の笑いをうかべてこれを見ていた。私もこの惨酷なやり方を見て恥しらずにも教官以下の動作は教育者として適切なものであると、ほめたたえた。そして反面考えたことは俺の教育隊の検閲の時はこんなろくに刺突のできないような失敗を繰返すまい何とかして全員が一と刺しの下に捕虜を刺殺する事ができるようにしよう柴田少尉のように叱られては大変だと自分の教えた兵隊の検閲を考えていた。又一方心を落ち付ける為に、私は俺の教育した兵はこの一中隊の兵より元氣旺盛だし、そんな失敗はしないと自ら誇つたりしていた。

鬼畜の如き安尾は満足そうに第二回目の刺突を命じた。こうして次から次へと約五十名の祖国解放のために斗つてきた勇士

達は、恥知らずの極悪無道な日本兵によつて祖国の栄ある将来を見る事なく恨みに燃えて殺されていった。殺された人々は更に鬼共によつてすぐ近くの地隙の中にひきずり落とされ、土や石を投ぜられて埋められた。

こうして一般歩兵四個中隊がかわるがわる同地付近で集団屠殺を行い、この日ついに約二百二十名の中国人民の生命が日本帝国主義の走狗共の手に依つて失われたのである。

## (二)

二百二十名の尊い人血と涙が、まだ乾かない一ヶ月後の八月初旬までも約百二十名の集団屠殺が行われ、その内約七十名は、この私の手により執行された。捕虜収容所の殺人的な給与と酷使の下でさんざんに痩せおとろえさいなまれてきた人達や日本軍との激しい戦斗で捕虜となつた、約五十名の抗日大学の女学生達がその対象であつた。この日の朝、私は早くから起き落ちつかない気持で自分の教育した、七十名の機関銃隊の初年兵の検閲をなんとかして優秀な成績で終らしたいと考えていた。然し検閲場に着き抗日意識の強烈なそして今正に生命を奪われんとする際にも少しもひるんだ様子を見せない、りんとした女学生達の雄々しい姿を見て、一瞬これでは前回の屠殺時に於ける第一中隊の初年兵の様に失敗するのではないかと動揺したが、既に人間としての良心を失つていた私は検閲官の安尾正綱大佐は前回と同じ計画と要領をもつて悪魔さえも顔をそむける残忍

な短剣術による実的刺突を命じ、午前十時近くになつて準備は終つた。間もなく開始されようとする緊張した空気を破つて二、三名の女学生は昂然と胸を張り眼を大きくみひらいて何ものをも恐れず鬼共を睨みつけながら「中国人民万歳！」、「日本帝国主義打倒！」と天にも響かんに叫んで叫んだ。その声は私を初め鬼共を驚かし警戒兵は不意をつかれて狼狽し、めがくしをしてから刺突しようとして布切れを慌てて取り出しはじめた。しかしこの女学生達は憎悪に燃えたまなざしで首を振りかねのけた。我々国保衛の榮えあること叶の為に献身する若き乙女達の高貴な品質は日本の鬼共を圧倒した。何事か起るのではないかと息づまる。不安な空気の中で私は刺突を命じた。

第一回目毅然たる女学生の姿に圧倒され既に落ちつきを失つている三、四名の兵達の手許は狂つてしまつた。急所をはずされ仰向けになりころがり苦しみ血の中に叫ぶ人、苦痛をこらえて身を起こしぬれた髪の毛を横にふつて日本帝国主義を、のろい叫ぶ女性のカン高い声は場内に響き渡つた。

荒れ狂つている私は安尾正綱大佐の不機嫌な顔を見るが早いかオドオドし真青になつている兵のところへ飛んで行き「馬鹿者何たるさまだ、この八路は我々の戦友を殺した敵ではないか、そんな事でどうして皇軍の使命を果せるか、敵愾心を持って」とどなり散らし自ら軍刀を抜き刀尖でついたのを見るやぼうぜんとしていた兵の一命から短剣をうばいとり逆手にもちかえこうしてつくだと女学生の心臓部をついて「どうだわかつたか」

と兵達にどなり散らした。こうして血だるまになりまだ生きてゐる女性達に対し兵は狂つたように襲いかかり二回三回……と突き、殺してしまつた。

私は教官としての処置が如何にも適切で優秀であると検閲官から見てゐるだらうと考え実に残忍性をつのらせ一班、二班……と次々に刺突を命じ又私は試射を兼ねて兵隊達の士気をあげようと考え拳銃を時々取り出して呼吸する毎にブクブク血泡をふいてゐる、捕虜達の頭にぶち込んだ。こうして凄惨な空気はあたりを覆い血の海の中に約七十名の人命は私の手によつてうばわれていつた。そうしてこの凄惨極まる屠殺は午後又歩兵砲教育隊初年兵によつて続けられ更に約五十名の人は殺害されて行つたのだ。

## 註

二〇〇七年三月二二―二五日の山西省人民檢察院における調査取材では、樊瑞亭外事主任に資料閲覧の許可をいただき、調査に協力していただきました。また通訳および翻訳など耿非祥山西省國際旅行社日本部總監のお世話になりました。両氏に厚く御礼申し上げます。

(1) 国友俊太郎「戦犯の手記はこのようにして生まれた」(「中帰連」第三号、一九九七年二月)

(2) 山西省人民檢察院編著『偵訊日本戦犯紀実』(一九九五年、新華出版社、四九四頁)

(3) 孫鳳翔「太原戦犯管理所始末記」(「中帰連」第三五号、二〇〇六年)

参考文献

山西省人民検察院編著『偵訊日本戦犯紀実』(一九九五年、新華出版社)

吉開那津子『消せない記憶』(一九八一年、日中出版)

永富博道『白狼の爪跡』(一九九五年、新風書房)

奥村和一『私は『蟻の兵隊』だった』(二〇〇六年、岩波書店)

〔おにし・やすみつ 本学教員〕